

K.I.T.虎ノ門大学院 シラバス - 知的創造システム専攻

※ 欠席・遅刻する場合は、事前相談/連絡を徹底してください。(連絡先:虎ノ門事務室[メール or 電話])

※ 授業中の食事は控えてください。また、携帯電話をマナーモードにするなど、受講するにあたってのマナーをお守りください。

※ 学習内容やスケジュール等、状況に応じて、一部変更・改善が生じる場合もありますので予めご了承ください。

科目名		区分/コード*	単位数	VOD 閲覧	開講期
特許・実用新案法令要論		主要科目 X200	2	学内 学外	1期 (前学期)
Basic of Patent Law/Utility Model Law					
担当教員名	メールアドレス	連絡方法/オフィスアワー			
加藤公延 酒井宏明 棚橋祐治	-	メールアポイントにて随時			

関連している科目(履修推奨科目)		
特許・実用新案法令特論1、2	知的財産戦略特論、知的財産戦略実務特論	米国特許、欧州特許特論
※ 特許・実用新案法令応用特論	←【※:以下注意事項を参照】	

授業の概要と到達目標

授業の主題と概要

知的創造社会における社会人として必須となりつつある特許法及び実用新案法についての問題発見能力と法律知識について、企業において実際に発生した事例を素材として、その事例を通じて修得することを目標にする。知識については遭遇する事例に対して法律的問題発見応力を養い、その問題に対応するための法律知識を中心として講義を行い、実社会と法律との関係を身近な事例から理解を深める。また、総論的な知識として、産業における特許法の位置付けや、他の法律との関係等についても理解を深める。

特許法総論として、知的財産法における特許法の位置付け、立法政策などについて講義を行う。また、各論の講義の中では特許・実用新案に関連する事例を紹介。事例は実際の企業で起きたことのある生きた素材を中心とする。事例に対する対応方法については、講義を行い、講義の最後に冒頭の事例についての対応方法について正解を検討する。授業は、特許法と特許制度の概要、さらには、実用新案法と実用新案制度の概要、並びに法解釈上の論点を中心に講義を行なう

到達(修得)目標

特許・実用新案制度の概要を知り、知財プロフェッショナルとして、適切な法律、判例の解釈ができ、そして実務の遂行を実践できるようになる。

受講対象者

知的財産担当者、弁理士志望者、経営企画担当者、先端技術戦略・政策立案者、IT コンサルタント、その他/企業経営の観点からの知的財産管理・戦略の立案・遂行。

履修上の注意事項やアドバイス

※ 後学期開講の『特許・実用新案法令応用特論』の履修には、本科目を含む、特実要論・特論1・特論2の3科目について単位を修得していることが必要。

※ 欠席が、**4コマ(90分=1コマ)**を超える場合は、単位修得にも影響する。欠席の際は、事前連絡を徹底すること。

※ 本科目は、2コマ連続クラス(180分×8日間、合計16コマ)で構成する。

※ 授業にて配布する資料等教材や講義収録映像・音声の無断転用・転載を禁じます。

コンピテンシ修得目標

知識領域(Y軸)		ヒューマンパワー(Z軸)		思考プロセス(X軸)	
Y1: 基盤法令・テクノロジー	○	Z1: 問題発見力	○	X1: 企画	
Y2: 応用法令・実務・テクノロジー		Z2: 独創力		X2: 構想	
Y3: グローバル法令・実務		Z3: 問題解決力		X3: 調査・分析	○
Y4: マネジメント		Z4: プレゼンテーション力		X4: 設計・開発	
Y5: 戦略立案		Z5: 変革推進力		X5: 変革	
Y6: 標準化	○	Z6: コミュニケーション力		X6: 導入・運用	
-	-	Z7: リーダーシップ力		X7: 評価・検証	○
-	-	Z8: ネゴシエーション力		X8: リーガルマインド	

プラクティカム

イベント/ケース	教育技法	マテリアル/ツール
1 演習問題、討議	講義/演習	教室

評 価 の 方 法		
(総合評価項目と割合)		評 価 の 要 点
平常点(出席を含む)	30%	毎回、事務室より出席簿を準備する。 成績評価は厳格に行う。
試験	70%	
合 計	100%	
テキスト、参考図書 など		備 考
※ 追加する場合を含め、一部変更となる場合もございますので予めご了承ください ※		
テキスト (購入が必要)	講義資料を適時配布 正しい条文解釈のために法令集は必須である	
参考図書 (購入は任意 ・講師推奨)	①特許庁編・工業所有権法逐条解説(発明協会) (行政庁の条文解釈を示す書籍であり、法令を正しく理解するための基本となる書籍 であると位置づけている) ②「標準特許法」高林龍(有斐閣) ③特許庁編・平成 14,15,16,18 年度改正工業所有権法(産業財産権法)の解説(法改正の解説 書、発明協会) (上記青本がカバーしていない法改正について解説したものであり、必要に応 じて参考書とする) ④「知的財産法概説<第二版>」盛岡一夫著(法学書院) ⑤知的財産法法令集または工業所有権法令集(発明協会) (正しい条文解釈のために法令集は必須である) ⑥特許庁・審査基準(特許庁ホームページ) ⑦内田貴「民法」 ⑧特許民法 ⑨ケースブック独占禁止法 ⑩逐条解説不正競争防止法	①、②、③は 出来れば 事前購入が 望ましい。
参 考 URL		
特許庁: http://www.jpo.go.jp/indexj.htm		

コマ	学 習 内 容	事前準備	担当者	時間
1,2 3,4	【法学総論①】 法律学全般に関して横断的な講義を行う。特許法をはじめとする知的財産法を含む法律学全般につき解説し、知識の確実な定着化を図る。		棚橋	180分
	【法学総論②】 資料や判例をもとに、知的財産法を含む法律学全般の解説を行う。専門的法律用語等についても解り易く解説し、着実な知識の修得および定着化を図る。			
	企業経営と特許の関係について解説する。主として社会においてなぜ特許制度が必要なのか、その存在意義を、事例を通して理解させる。経済システムとしての特許制度の役割、企業経営における知的財産の機能、経営戦略上の効果を、独占する戦略とライセンスする戦略に分けて講義する。発明とは何か、特許をうけるための条件としての新規性について解説する。特許権によるビジネス上のメリットを享受するための条件として、発明性について具体的な事例をもって説明する。また、産業上の利用性につき、説明するとともに、事例紹介を前提に、新規性の概念、なぜ新規性が要求されるのか、新規性の時期的判断基準等について説明を加え、関連知識の確実な定着化を図る。	該当範囲を予習のこと	酒井	180分
	特許を受けるための必要な条件として、進歩性の概念、進歩性を課すことの必要性について解説するとともに、先願主義を、先発明主義との比較のもとに解説する。つぎに、パテントマップは、先願調査等により明らかになった特許情報を一定の目的の下に図表化したもので、技術開発や研究、経営の戦略立案の際に他社動向を把握するツールとして企業等において利用されており、特許情報を集計・視覚化することにより、例えば、まだ、研究開発が未開拓の分野、他社技術の強みや弱みを知ることができること等を解説する。			
	ミニイベント 論点の討論			
5,6	特許を受けるために必要な書類と特許を受けることができる者、すなわち主体的要件につき講義をする。具体的には、発明が特許を受けるために必要な書類としての、明細書、特許請求の範囲等につき詳細に説明するとともに、出願の単一性、明細書作成に関する専門家への依頼の重要性につき、具体的な事例を参照して解説する。つぎに、特許を受けることができる者は誰か、特許を受ける権利の概念、共同発明の場合、特許を受ける権利の譲渡性に関し、具体的に解説する。	該当範囲を予習のこと	酒井	180分
	出願後の手続に関し、まずは、審査請求、出願公開、さらには国内優先制度について講義を行う。つぎに、拒絶理由通知への対応として、拒絶理由通知の本質、通知の実体と傾向、拒絶理由通知に対する対応策(意見書・手続補正書の提出、出願分割、出願変更、審査官面接)について、具体的な事例を参照して講義を行い、関連知識の確実な定着化を図る。			
	ミニイベント 論点の討論			

コマ	学習内容	事前準備	担当者	時間
7,8	拒絶査定と特許査定に関し、講義をする。まず、拒絶査定とは何か、概念説明とともに、拒絶査定に対する不服申立方法(審判、審決取消訴訟)を解説し、さらに、特許査定とは特許をすべきという、特許出願に拒絶理由が存在しないときに行われる審査官の最終的判断であって、特許査定謄本の送達の日から30日以内に特許料を納付してはじめて設定登録され、この設定登録により特許権が発生することを解説する。その後、外国に特許出願したい場合の方法論につき講義をし、特許などに関する国際的な枠組みについて解説する。	該当範囲を予習のこと	酒井	180分
	実用新案法について講義を行う。具体的には、実用新案法の存在意義、特許制度との比較で実用新案制度の特徴(保護対象、早期権利化、権利行使の際の制約、保護期間)を明確化し、関連知識の確実な定着化を図る。			
ミニイベント 論点の討論				
9,10	①特許権の管理について主として企業活動において発生する特許権の管理に関する事例(特許権の設定に関する事例)および②特許権の活用に関する事例(実施権の許諾に関する事例)を提示して、院生に思考回答させる。また、企業経営とライセンスの関係に関しても・ライセンス設定による利益(ライセンスする側の利益、される側の利益、両者の利益)、ライセンス対価の種類、フローライセンス契約のフロー、さらには、特許権を譲渡する場合の金銭的な価値評価手法および問題点に関して講義する。その後、事例の問題点、実務現場での解決アプローチ、関連条文の内容の説明、解釈等の詳細を講義する。基本的な知識の修得、および企業活動においての解決アプローチ等に関して一応の知識を修得させる。	該当範囲を予習のこと	加藤	180分
	主として企業活動において発生する①知的財産に関する業務を行なう上で必要な民法の基礎知識、知的財産と法律の関係に関する事例(知的財産権と契約に関する事例)、②契約の締結に関する事例(契約の成立に関する事例)および③契約のトラブル対応に関する事例(特許権の譲渡契約に関する事例)を提示して、院生に思考回答させる。その後、事例の問題点、実務現場での解決アプローチ、関連条文の内容の説明、解釈等の詳細を講義する。基本的な知識の修得、および企業活動においての解決アプローチ等に関して一応の知識を修得させる。			
ミニイベント 論点の検討				
11,12	主として企業活動において発生する①特許権のライセンスに関する事例(専用実施権のライセンスの問題点に関する事例)、②特許権のライセンスに関連する独占禁止法に関する事例(ライセンスの内容と独占禁止法との関係に関する事例)を提示して、院生に思考回答させる。その後、事例の問題点、実務現場での解決アプローチ、特許法および独占禁止法の構造、関連条文の内容の説明、解釈、公正取引委員会の対応、審決等の詳細を講義する。基本的な知識の修得、および企業活動においての解決アプローチ等に関して一応の知識を修得させる。	該当範囲を予習のこと	加藤	180分
	主として企業活動において発生する①特許権の範囲に関する事例(特許権侵害の成立に関する事例)、②自分の特許権を侵害された場合に関する事例(特許権侵害の救済に関する事例)を提示して、院生に思考回答させる。つぎに、主として企業活動において発生する特許権の範囲および自分の特許権を侵害された場合に関する応用問題(コンピュータシステムの特許権の範囲に関する事例)または別の観点からの特許権の範囲に関する事例、特許権を侵害された場合に関する事例をさらに提示して講義する。			
ミニイベント 論点の討論				
13,14	主として企業活動において発生する①自分の特許権を侵害された場合に関する事例(特許権の効力に関する事例)および②他人から特許権侵害であると警告を受けた場合の対応に関する事例(特許権侵害であると警告状を受領した場合に関する事例)を提示して、院生に思考回答させる。その後、事例の問題点、実務現場での解決アプローチ、関連条文の内容の説明、解釈等の詳細を講義する。基本的な知識の修得、および企業活動においての解決アプローチ等に関して一応の知識を修得させる。	該当範囲を予習のこと	加藤	180分
	主として企業活動において発生する他人から特許権侵害であると警告を受けた場合の対応に関する事例(特許権侵害の警告状の内容に関する事例)を提示して、院生に思考回答させる。その後、事例の問題点、実務現場での解決アプローチ、関連条文の内容の説明等を講義する。			
ミニイベント 論点の討論				
15,16	主として企業活動において発生する産業財産権と不正競争防止法に関する事例(営業秘密と不正競争防止法との関係に関する事例)を提示して、院生に思考回答させる。その後、事例の問題点、実務現場での解決アプローチ、関連条文の内容の説明、解釈、不正競争防止法の構造、不正競争行為の類型等を講義する。	該当範囲を予習のこと	加藤	180分
	第1回から第15回までの講義内容についてテストを行う。(90分)			
ミニイベント				

学習内容やスケジュール等、状況に応じて、一部変更・改善が生じる場合もあります。
講義収録は、特別講師を招く場合を含め、事情によっては収録できない場合もあります。
予めご了承ください。

専任教授 確認記録欄
確認者氏名： 酒井